

令和8年3月26日

福 津 市 議 会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 秦 浩

市民福祉委員会審査報告書

令和8年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和8年2月27日
審査年月日 令和8年3月5日

2. 出席者

委員 秦委員長、中村晶代副委員長、大山委員、山本委員、戸田委員
執行部 平田市民生活部長、大庭健康福祉部長、中村こども家庭部長、
朝長保険年金医療課長、吉村人権政策課長、仲野こども課長、
桑野高齢者サービス課長、寺島いきいき健康課長、向井経営戦略課長、
津山福間会館長、清水保険年金係長、千原子育て支援係長、
大峰介護保険係長、岩佐健康づくり係長、笹田経営戦略係長

◎議案第14号 福津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 4月からこども誰でも通園制度が大和保育所で実施されるが、将来的に他の園にも広げていく考えか。

(答弁) 本市は待機児童が大変多い状況が続いており、大和保育所以外の私立園では、一般の保育に影響が出ない範囲で実施できる方法について事業者と協議していきたい。

(質疑) 利用できる定員と利用方法は。

(答弁) 大和保育所では、1日3人とし、月曜日から金曜日までの5日間、一週

間計 15 人で始めたい。利用登録は、こども家庭庁が作成した専用ポータルサイトで申請していただく。

(質疑) 面談時にアレルギーや給食の提供などを話し合うのか。

(答弁) 今回は給食の提供は考えていない。おやつ等の提供があるかもしれないので、アレルギーの確認は面談時に行う。

(2) 主な意見
なし

(3) 審査結果
本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第 25 号 福津市立保育所条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) こども誰でも通園制度の利用料の減免はあるのか。また、制度実施にあたって人員体制の拡充を行うのか。

(答弁) 生活保護受給者や低所得者については、減免を行う予定である。人員体制は、会計年度任用職員を 1 人増やし、主任保育士 1 人がこども誰でも通園制度の専任で対応することで、2 人体制で行う。

(質疑) 利用料金の支払い方法は。

(答弁) 大和保育所で現金徴収する。キャッシュレス対応については今後の課題と考えている。

(2) 主な意見
なし

(3) 審査結果
本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第 26 号 福津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 地域限定保育士制度は、保育士不足解消を目的としているのか。

(答弁) 保育士不足に対応することが大きな目的と考えている。

(質疑) 地域限定保育士は講習を受講すれば試験はないのか。

(答弁) 実技試験の代わりに講習を受けることができるが、筆記試験はある。

(2) 主な意見

(反対) 保育士資格は筆記試験と実技試験を受けて取得する国家資格である。今回

の地域限定保育士制度は、福岡県の実施する講習を受ければ、実技試験を受けなくても保育士の資格を取得できる制度である。保育士不足解消のためだが、資格取得のハードルを下げることは問題と考える。また、そもそも保育士不足は、保育士の処遇や配置基準に問題があり、そこを改善すべきであって、この制度のやり方は正しくないと考えるため反対。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第27号 福津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第28号 福津市国民健康保険税条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 今回の条例改正で、国民健康保険税は少し上がるのか。

(答弁) 上がり幅は抑制できたが、上がることになる。

(2) 主な意見

(反対) 子ども・子育て施策の財源を国民健康保険加入者に求めるべきではない。また、国民健康保険税が僅かではあるが上がることは到底賛同できないため反対。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第29号 福津市介護保険条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第30号 福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第31号 福津市健康福祉総合センター条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 減免を受けているのは何団体か。

(答弁) 福祉団体で14団体が減免を受けている。

(質疑) 減免を受けている団体から意見等はあったのか。

(答弁) 団体に対してといった形でフォーカスしたわけではないが、昨年11月に全体の説明会を行った。各施設の利用団体には所管部署からポスター掲示や直接声掛けを行い、説明会に参加の呼びかけを行っている。説明会では様々なご意見をいただき、減免基準についても説明している。

(質疑) 条例を見ると、市民の健康づくりの推進と福祉サービスの向上のための拠点施設となっているが、公共施設使用料設定に係る基本方針との整合性はどのように考えているのか。

(答弁) 使用料算定に関して統一的なルールがないという課題がある中で、一括して一つの考え方を作るために基本方針を作成した。市内には様々な施設があるが、それぞれの施設を、必需的か選択的か、民間類似施設があるかないかで分類している。健康福祉総合センターは、特に地域活動や市民活動の活性化に繋がる施設として分類している。

(2) 主な意見

(賛成) 将来の世代に負担をかけないために、ある程度の負担は必要と考えるため賛成。

(反対)全額免除から半額免除になる団体の使用料を反映させた施設の歳入額が明確でなく、また、全額免除から半額免除への変更を強行されると維持できなくなる団体があると考えため反対。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。

◎議案第32号 福津市立福間会館条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 減免を受けている団体数は。

(答弁) 4団体ある。

(質疑) 条例では、社会福祉法に定める隣保事業を行うために設置しているとあるが、この整合性は。

(答弁) 隣保事業をどう捉えるかというところだが、物価高騰により維持管理費が上がっているのが実情である。それに対して使用料は横ばいであり、今回条例の提案をさせていただいている。

(2) 主な意見

(反対)そもそも公共施設に対して受益者負担という理論を持ち込んでいることがそぐわないこと。施設はそれぞれの設置目的を条例で定めており、今回の使用料設定基本方針との整合性が取れないこと。福間会館は隣保事業を行う施設であり、施設の存在理由を脅かすこと。この3点により反対とする。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。